

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

著者 日本ビズアップ株式会社
発行 税理士法人森田会計事務所
〒630-8247
奈良市油阪町456番地 第二森田ビル4F
TEL (0742) 22-3578 FAX (0742) 27-1681

2015 年度与党税制改正大綱を決定 法人実効税率引下げなど法人減税

自民・公明の両党は 12 月 30 日、2015 年度与党税制改正大綱を決定した。

柱となるのは法人実効税率の引下げ。国・地方を通じた現行 34.62%の法人実効税率（東京都は 35.64%）は、2015 年度に 32.11%（▲2.51%）、16 年度に 31.33%（▲3.29%）となり、さらに引き続き、16 年度以降の税制改正においても、20%台までの引下げを目指す。

財源確保は、(1)欠損金繰越控除の見直し、(2)受取配当等益金不算入の見直し、(3)法人事業税の外形標準課税の拡大、などを行う

一方、足元の住宅市場活性化対策及び消費税率 10%への引上げに伴う駆け込み・反動減対策の観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非

課税措置について、適用期限を延長した上で、非課税枠を現行の 1000 万円から最大 3000 万円に拡大する。また、NISA について、年間投資上限額 80 万円で 20 歳未満の口座開設を可能にするジュニア NISA を創設するとともに、NISA の年間投資上限額を 100 万円から 120 万円に引き上げる。

消費税率については、引上げ時期を 2017 年 4 月とし、景気判断条項を削除することを明記。引上げ時期の変更に伴い、住宅ローン減税等の適用期限を 19 年 6 月 30 日まで 1 年半延長する。軽減税率制度については、税率 10%時に導入するとし、17 年度からの導入を目指して、対象品目、経理区分、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

マクロ経済スライド、初の発動か？ 年金減額調整、物価上昇に連動せず

昨年 11 月末、朝日新聞が「公的年金の支給額の伸びを物価上昇よりも低く抑える仕組み（マクロ経済スライド）が、来年度に初めて実施されることが確実な情勢となった。2014 年の通年での物価上昇が決定的となったためだ。これにより年金の支給水準は来年度、物価に比べて実質的に目減りすることになる」と報じたが、2015 年を迎え現実味を帯びてきた。

マクロ経済スライドは 2004 年、小泉政権で決まったが一度も発動されていない。今後は物価変動と同じ割合では年金額を上げないというこの仕組みは、最近の年金再検証によれば 2043 年頃まで、今後、30 年間続くことになるという。つまり 30 年後に年金が 1、2 割も目減りをする？と

いうことを意味している。

すでに一昨年から今年 4 月までの間、もらい過ぎ年金（特例水準）が調整され、年金が減額（-2.5%）されている。この高止まり年金が解消された後、条件がそろったとしてマクロ経済スライドが発動される。例えば、今後は物価（賃金）が 1%伸びたとしても、スライド調整（1%程度）をして年金額は抑制される。厚生年金額は、大よそ現役世代の手取り収入の 6 割程度を支給しているが、この調整で、約 30 年後には 5 割程度に給付水準が下がる。将来的には、年金の支給年齢が 65 歳から 68~70 歳に繰下げられ見通しで、今後の生活設計では健康維持+仕事（稼ぐ）が重要テーマだ。